（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項」を「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号」に改め、「第一条第一項中」の下に「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、」を加え、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項」及び「電気通信基盤法第六条第一項」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の項を削る。

（電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令の廃止）

第四条　電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第百二十四号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十六号

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）及び刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百九十九号）の施行に伴い、恩給給与細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

恩給給与細則の一部を改正する省令

恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第五十四号書式を次のように改める。

第五十四号書式

総務省　あて　　年　月　日　裁判所

氏　名	
生　年　月　日	年　月　日
恩給証書記号番号	第　号
罪　名	
刑　名	
刑　期	年　月　日
判決言渡し年月日	年　月　日
判決確定年月日	年　月　日
刑期起算年月日	年　月　日
刑期満了年月日	年　月　日
一部執行猶予言渡し年月日	年　月　日
一部執行猶予取消し年月日	年　月　日
執行猶予期間	年
執行猶予取消し年月日	年　月　日

附　則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

○総務省・財務省令第四号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。

附則第三条中「第一条第二号中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは」を「第一条第二号、第二条から第六条まで、第八条及び第九条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは」に、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一項」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改め、「と、第二条から第六条まで及び第八条及び第九条の規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」を削る。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が」を「（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が」に改め、「第一条中」の下に「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、」を加え、「（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」を「（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」に、「及び第五条」を「、第四条及び第六条」に、「電気通信基盤法第六条第一項第一号」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。